

復旧・復興工事における労働災害の防止について

災害復旧工事について

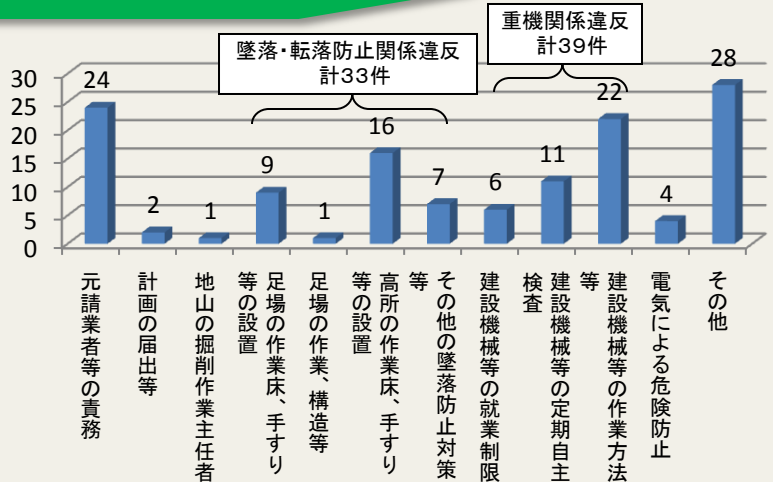


災害復旧工事については、崩壊等による地盤の緩みや落石が生じていたり、施工が困難な箇所での作業を余儀なくされるなど、通常の建設工事に比べても、作業の安全を確保することが難しい面があります。

また、これから台風シーズンを迎えますが、土石流災害の発生や、地盤のゆるみ等による土砂崩壊災害の発生が懸念されます。

災害復旧工事の監督結果

三重・奈良・和歌山の3つの労働局では8月に災害復旧工事に係る一斉監督を実施しましたが、その結果、違反率は56.5%で、建設機械等の重機に関する違反が39件で最も多く、次に、墜落・転落防止に関する違反(33件)が多くなっています。



災害復旧工事における労働災害防止対策



災害復旧工事では、土砂崩壊災害・重機災害・墜落転落災害の防止を3つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！

3つの重点

土砂崩壊災害

重機災害

墜落転落災害

～台風が到来すると～

台風が到来した場合、土砂の崩壊や地盤のゆるみ等により災害復旧工事の危険性も増大することが懸念されます。台風による土石流災害や土砂崩壊災害、強風によるクレーン及び足場の転倒災害等の防止に取り組みましょう。

詳しくは裏面をご覧ください



土砂崩壊災害防止対策

- 1 地山の形状、地質及び地層の状況、亀裂、含水及び湧水の状況等を予め調査すること。
- 2 調査に基づき作業計画を策定し、計画に基づき作業を行うこと。
- 3 必要に応じ、地山の状況を監視すること。
- 4 土砂崩壊のおそれがあるときは、土止め支保工を設けること。

重機災害防止対策

- 1 性能検査や特定自主検査等、必要な検査を実施し、運転については有資格者に行わせること。
- 2 軟弱な地盤では、十分な広さと強度を有する鉄板を敷いた上で移動式クレーンを設置すること。
- 3 運行経路は路肩の崩壊や不同沈下を防止し、十分な幅員を確保すること。
- 4 移動式クレーンの吊り荷の下には、労働者を立ち入らせないこと。
- 5 車両系建設機械の作業範囲に労働者を立ち入らせないこと。また、立入の必要がある場合は、誘導者を配置すること。
- 6 ドラグショベルで荷をつり上げるなど、車両系建設機械を本来の用途以外に使用しないこと。

墜落・転落災害防止対策

- 1 高さ2メートル以上の作業では、足場を組み立てる等により作業床を設けること。
- 2 高さ2メートル以上の作業床の端等には、囲い、手すり等を設置すること。
- 3 転落のおそれがある斜面で作業を行う場合は、作業床を設けるか、安全帯の取付設備を設置し、安全帯を使用する等の墜落防止措置をとること。

～台風による工事の危険を防ぎましょう～

台風シーズンは、特に土石流や土砂崩壊、強風によるクレーンや足場の転倒等の防止に取り組みましょう。

土石流や土砂崩壊災害の防止

- 1 予め、警戒降雨量基準[※]を設定し、作業開始前24時間及び作業開始後1時間ごとの降雨量を把握すること。
- 2 警戒降雨量基準を超えた場合は、作業を中止し、労働者を安全な場所へ避難させること。
- 3 警戒降雨量基準を超えて作業を続ける場合は、上流に監視人を配置するか、センサーを設置すること。
- 4 土石流及び土砂崩壊発生の危険が認められた場合は、速やかに労働者に知らせ、労働者を安全な場所へ避難させること。



※気象台が定める大雨注意報発令のための24時間雨量の基準を上限とすること

クレーンや足場等における災害の防止

- 1 移動式クレーンについて強風による危険が予想されるときは、作業を中止し、移動式クレーンのジブの位置を固定させるなどにより、転倒による災害を防止すること。
- 2 足場の組立て等の作業について強風、大雨等による危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 3 強風、大雨等の後、足場において作業を行う場合は、作業を開始する前に点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修すること。